

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年7月27日

月 曜 日

第5548号

目次

告 示

- | | |
|-------------------|---|
| ○県営土地改良事業換地計画書の縦覧 | 1 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 2 |
| ○指定公金事務取扱者の指定 | |

教育委員会公告

- 教育職員免許状の失効 3

告 示

富山県告示第362号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業上田地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- ## 1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

- ## 2 縦覧の期間

令和8年7月28日から

令和8年8月25日まで

- ### 3 縦覧の場所

入善町役場

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2

第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第363号

土地改良区の定款変更の認可について

大沢野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年7月15日認可した。

令和8年7月27日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第364号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年7月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県高岡市御旅屋町 101番地

オタヤ開発株式会社

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
富山県キャッシュレス決済端末により納付を行った富山県の行政手続きに係る
申請手数料等の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

公 告

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第10条第 1 項第 2 号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第 8 号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月27日

富山県教育委員会

- ## 1 失効した免許状

氏 名	新谷 誠也
本 籍 地	富山県
免許状の種類	授与権者
幼稚園教諭 1 種免許状	富山県
小学校教諭 1 種免許状	富山県

- ## 2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）に該当したため

- 3 失効年月日

令和5年11月24日